

令和2年度 第2回 野々市市子ども・子育て会議  
会議録（要旨）

日 時：令和3年3月26日（金）  
午後7時～

場 所：野々市市情報交流館  
カメラア ホール椿

1 出席委員 全体会議 18人（欠席2人）

2 配布資料

- 資料1 令和2・3年度野々市市保育園・認定こども園・幼稚園定員
- 資料2 令和3年度 放課後児童クラブの入所申請状況等について
- 資料3 たちのクラブ施設整備事業の進捗について
- 資料4 放課後児童クラブの人員配置基準について
- 資料5 利用者支援事業及び子育て包括支援センターの開設について
- 資料6 新型コロナウイルス対策について
- 資料7 児童虐待等の状況について

3 会議録

◎ 全体会議

1 開会

会議の成立を報告

2 部長挨拶

健康福祉部長挨拶

3 議事

（1）市内保育園等の入園申請の状況及び定員について

説明【事務局】 資料1に基づき説明

《質疑なし》

（2）放課後児童クラブの入所申請状況等について

説明【事務局】 資料2に基づき説明

《質疑なし》

(3) たちのクラブ施設整備事業の進捗について

説明【事務局】 資料3に基づき説明

《質疑なし》

(4) 放課後児童クラブの人員配置基準について

説明【事務局】 資料4に基づき説明

**【委員】**

資料の条例10条の4項で、これまでは都道府県知事が行う研修を修了したものとなってきましたが、これからは指定都市と中核市が行う研修も含まれるようになりますが、野々市市はどうなるのですか。

説明【事務局】

中核市は金沢市が入りますが、野々市市は入りません。

指定都市は、50万人以上の市が実施した研修、中核市は20万人以上の市町が実施した研修となります。野々市市の支援員さんは大体は石川県知事の実施した研修を受けていますが、県内の中核市も研修を実施できるようになりましたので、中核市の金沢市が実施した研修も支援員の認定資格として、認められるよう国の基準が変わりましたので、それに合わせて市の条例を改正させていただきました。

(5) 利用者支援事業及び子育て世代包括支援センターの開設について

説明【事務局】 資料5に基づき説明

《質疑なし》

(6) 新型コロナウイルス対策について

説明【事務局】 資料6に基づき説明

**【委員】**

他の市町の保育所、こども園、幼稚園で感染者が出ていますが、野々市市として、そういった他市町の状況を把握し、市の今後の感染症対策に活かすようなことはしているのでしょうか。

説明【事務局】

野々市市の園では、1園に感染者が出ており、その際に保健所との連携、市との協議等、経験はありますので、その経験を活かし、今後もスムーズな対応ができるよう、準備していきたいというふうに思っております。

(7) 児童虐待の状況について

説明【事務局】 資料7に基づき説明

【委員】

野々市市子ども子育て会議の第1番目の目標といいますか大きな課題として、子どもの人権を守るということを、掲げており、虐待のことについて議事としてご説明いただくことはとても大事なことでございます。

一つは、こうしてカウントされている件数ですが、入ってきた情報をすべて通告として受理していることになるのでしょうか。それとも、精査した情報であって、通告等とならないような仕分けをしていらっしゃるのでしょうか。

もう一つ、少し気がかりなのは、石川県下での発生件数は、3歳から学齢期まで、ここはずっと4、5年、最も高いのですが、そうではなく、野々市市の場合は、3歳未満児がとて高いというのが、少し何か理由があるのではないかと思います。

2点についてお答えいただければなと思います。

説明【事務局】

まず、通告のすべてを載せているかというご質問ですが、ご近所トラブルの嫌がらせみたいな形での通告もありまして、そこら辺の精査につきましては、課内で会議を行い、それを虐待として扱うかどうかは精査させていただいています。

ただ、他の自治体はどうかわかりませんが、少しでもリスクがあるというふうに感じ取ったものについては、リストには挙げさせていただいて、しばらく経過観察した後、リスクがないと判断したものについては、解除していくというような、取り扱いをしていますので、件数としては、他の自治体よりも多くなるのかもしれませんが。

2つ目の県の状況と、野々市市の状況の違いについて明確な理由はわかっていないのですが、野々市市はアパートが多かったりし、核家族が多かったりしますので、そういうことが少なからず影響しているのかなというふうに思っております。

(8) 公共施設個別施設計画について

説明【事務局】 公共施設個別施設計画について説明

《質疑なし》

4 その他

- ・ 保育所等における災害発生時等における、臨時休園の基準について

説明【事務局】 保育所等における災害発生時等における、臨時休園の基準について説明

《質疑なし》

5 閉会